



一般社団法人日本フードサービス協会

JF ニュースレター 2020. 3. 27

新型コロナウイルス関連情報 NO.13

外食店における感染者発生時の対応について

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡慎一郎
安全安心委員会 委員長/副会長 小林 均

新型コロナウイルスによる感染は、世界的な広がりとともに、国内での感染も拡大しており、感染者数の増加とともに、外食においても従業員の感染事例が報告されています。

協会では、農林水産省が公表した「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン (R2. 3. 13)」をもとに、外食店舗の従業員が感染した場合における対応のガイドラインを作成しましたので、ご覧ください。

一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は業務停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありませんが、濃厚接触者を待機させるなどによる人員の確保や感染者が勤務した区域の消毒作業などから、業務の継続が困難な場合は休業が必要となります（店舗の休業を一律に14日間とすることは、合理的な根拠がありません）。

■外食店における新型コロナウイルス感染者発生時の対応に関するガイドライン（暫定版）

<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

【参考】食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

※ 本ニュースレターは、情報共有を図るため、JF 会員にお送りしています。

この件については、JF と食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

お問い合わせは JF 事務局：田村（03-5403-1060）、財団事務局：中村（03-5403-1064）にお願いします。

■ 新型コロナウイルスに関する情報は、協会及び財団のホームページにも掲載しています。

協会ホームページ <http://www.jfnet.or.jp/>

財団ホームページ <http://anan-zaidan.or.jp/>